

「真庭SDGsパートナー」制度について

令和2年3月10日改定

1. 目的

真庭市役所及び真庭市関係者等が連携し、真庭市におけるSDGsの取組のより一層の推進を図るため、パートナー制度を構築する。

2. 定義

- ① 真庭市関係者等とは、真庭市のSDGsの取組に賛同する人、企業、団体をいう。
- ② 真庭SDGsパートナーとは、真庭SDGsパートナー申請書・宣言書を真庭市に提出し、受理された真庭市関係者等をいう。

3. 内容

真庭市及び真庭SDGsパートナーは、次の各号の活動を行う。

- (1) 真庭市SDGs円卓会議に参加し、共にSDGsを推進する。
- (2) 真庭市関係者等からの申込により、真庭市ホームページと真庭市関係者等のホームページを相互リンクする（企業・団体のみ）。
- (3) 真庭市は、真庭市ホームページに真庭SDGsパートナー宣言書を掲載する（個人は希望者のみ）。
- (4) 真庭市は、真庭SDGsパートナーの希望者に対し、真庭SDGsパートナー登録書を発行する。但し、当登録書は、登録したことを示す書類であり、権利義務等を証明する書類には該当しない。

4. 申込できる者の基準

真庭市関係者等であって、次の各号のいずれも該当しない者。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 市に納付すべき税を滞納している者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (4) その他適当でないと市長が認める者

5. 禁止行為

上記3. に定める活動を行うに当たっては、次の各号のいずれも行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 政治活動または宗教活動を目的とすること。
- (3) 真庭市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜すること。
- (4) その他、真庭市が不適當と認めたもの。